

○ 道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 道路運送車両法関係手数料令(昭和二十六年政令第二百五十五号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正案		現行	
(国又は協会に納める手数料) 第一条 道路運送車両法(以下「法」という。)第二百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。			
十一 新規検査を申請する者 (略)	一 新規登録を申請する者 一両につき次に掲げる金額 一 完成検査終了証の提出(法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車 九百円(電子申請(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。) 一)による場合にあつては、五百円 二)その他の自動車 七百元	手数料を納付すべき者 金額	一 新規登録を申請する者 一両につき七百円 金額
十一 新規検査を申請する者 一両につき次に掲げる金額	(略)	手数料を納付すべき者 金額	(略)

一 完成検査終了証の提出（法第五十九條第四項において準用する法第七條第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車

イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千百円

ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円（電子申請による場合にあつては、千円）

二 登録識別情報（法第十六條第一項の申請（法第十五條の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」

一 完成検査終了証の提出（法第五十九條第四項において準用する法第七條第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車、登録識別情報（法第十六條第一項の申請（法第十五條の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。）の提供又は自動車検査証返納證明書の提出とともに保安基準適合証の提出（法第九十四條の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四條の五の二第五項において準用する法第九十四條の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車

千百円

（新設）

	<p>十二 継続検査を申請する者</p>
<p>という。)の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出(法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出(法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車 千百円</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 保安基準適合証の提出(法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車</p> <p>イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円(電子申請による場合にあつては、千円)</p> <p>二 限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出(法第九十四条の五の二第五項において準</p>
	<p>十二 継続検査を申請する者</p>
<p>二・三 (略)</p>	<p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 保安基準適合証の提出(法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出(法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車 千百円</p> <p>(新設)</p>

(略)	
(略)	<p>用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車 千百円</p> <p>三・四 (略)</p>
(略)	
(略)	<p>二・三 (略)</p>